



報道発表資料



山形労働局発表
平成26年12月10日(水)

担	山形労働局労働基準部健康安全課 健康安全課長 今井 侯 課長補佐 石井 俊二
当	電話 023-624-8223 FAX 023-624-8345

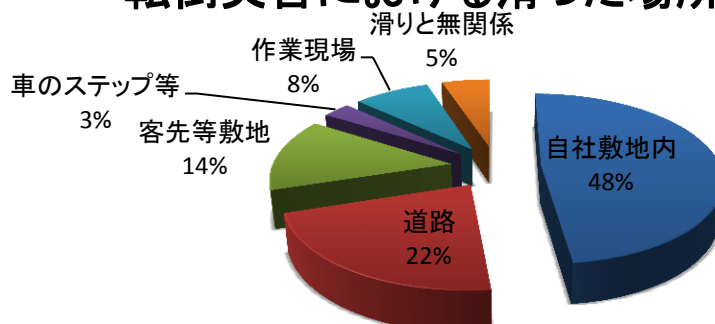
いつもの場所にもリスクあり 防ごう冬の転倒災害

— 「冬の労災をなくそう運動」スタート —

「冬の労災をなくそう運動」

- 積雪寒冷地に位置する山形県においては、凍結や積雪による転倒、墜落、交通事故といった冬季に特有の災害（以下「冬期型災害」という。）が多発する傾向にある。
- 昨シーズン（H25.11～H26.3の期間）の冬期型災害による休業4日以上死傷者数は137人で、一昨年のシーズンと比べ77人減少したが、依然として多くの方が被災している状況にある。
- 山形労働局（局長^{もりた ひろし}森田 啓司）及び管下労働基準監督署においては、あわただしい年末年始を迎え、冬期型災害を減少させるための取組として、12月15日から来年の2月15日までの間「冬の労災をなくそう運動」を実施する。
- 運動のスローガン
「いつもの場所にもリスクあり 防ごう冬の転倒災害」
- 昨シーズンの冬期型災害による休業4日以上死傷者のうち、事業場施設の通路や駐車場、階段等で、転倒などにより被災した方は66人で、冬期型災害全体の48.2%を占めている。こうした、災害の防止対策に向けた事業場の自主的な取組として、転倒危険マップの作成、安全な通路の確保や滑りにくい履物の着用等の具体的な安全活動の実施を呼びかけるもの。

転倒災害における滑った場所の内訳



1 「冬の労災をなくそう運動」について

(1) 背景

積雪寒冷地に位置する山形県は、12月から3月までの冬期間、低温や積雪、強い季節風などにより日常生活に様々な影響を受けている。労働災害についても、例年、この期間中は、凍結・積雪等による転倒、墜落や交通事故など冬期特有の災害（以下「冬期型災害」という。）が多発する傾向にある。

平成25年度における冬期型災害による休業4日以上之死傷災害は、137人であった。これは、前年度の214人と比べると77人減少したが、平成17年以降では平均的な数である。その内訳をみると、転倒によるものが105人で76.6%と4分の3を占め、次いで墜落・転落によるものが18人（13.1%）、交通事故によるものが10人（7.3%）となり、この3つの型でほとんど（97.1%）を占めている。

今冬にあっても、気象条件によっては大幅な増加が懸念される場所である。

(2) 「冬の労災をなくそう運動」の実施

このような冬期型災害を防止するためには、労働者自身による降雪や凍結に対する危険性の再認識、基本的な作業手順及び交通ルールの厳守はもとより、事業者自らが安全に対する決意を明確にして、自然環境に対応した機械設備や作業環境を整備することが重要である。

これらのことを踏まえつつ、年末年始のあわただしさも重なる冬期間において、「山形ゼロ災3か月運動」、各労働災害防止団体が提唱する「年末年始無災害運動」と相まって、「冬の労災をなくそう運動」を展開し、冬期型災害を大幅に減少させるための取組を行うものである。

本年度は、「いつもの場所にもリスクあり 防ごう冬の転倒災害」をスローガンに、各種団体に協力要請を行い、労働災害防止団体等が安全パトロールや安全講習会等を実施し、この期間における労働災害防止活動を一層推進する。

事業者の主な取り組み事項は、次のとおりである。

- ① 敷地内の危険箇所をチェックし、危険マップを作成するなどにより労働者に注意を呼びかけるとともに、危険箇所には表示や立入り禁止措置をする。
- ② 凍結防止剤や融雪剤の散布、滑り止め用マットの敷設等滑り防止対策を進める。
- ③ 滑りにくい履物の着用、滑り防止用のアタッチメントの使用を徹底するとともに、滑りにくい歩き方（すり足等）の励行を呼びかける。

平成26年度「冬の労災をなくそう運動」実施要領

山形労働局

1 趣 旨

積雪寒冷地である山形県は、12月頃から3月頃までの冬期間、低温や降雪、強い季節風等により、日常生活において様々な影響を受けている。

例年、この期間は冬期型災害（凍結や積雪による転倒災害や交通事故等、冬期特有の労働災害）が多発しており、気象条件によっては、更に大幅な増加が懸念される場所である。

平成25年12月から平成26年2月までの3か月間の県内における休業4日以上労働災害の被災者数は335人で、そのうち冬期型災害によるものが117人（34.9%）と、降雪量が多かった前年同期間に比べ70人減少しているものの、依然多くの労働者が被災している状況にある。冬期型災害の内訳をみると、「転倒」によるものが89人（76.1%）と最も多く、次いで「墜落・転落」が15人（12.8%）、「交通事故」が10人（8.5%）となっている。

このような冬期型災害を防止するためには、労働者自身による降雪や凍結に対する危険性の再認識、基本的な作業手順及び交通ルールの厳守はもとより、事業者自らが安全に対する決意を明確にして、自然環境に対応した機械設備や作業環境を整備することが重要である。

これらのことを踏まえつつ、年末年始のあわただしさも重なる冬期間について、「山形ゼロ災3か月運動」、各労働災害防止団体が提唱する「年末年始無災害運動」と相まって、「冬の労災をなくそう運動」を展開し、冬期型災害を大幅に減少させるための取組を行うものである。

2 実施期間

平成26年12月15日から平成27年2月15日まで

3 スローガン

「いつもの場所にもリスクあり 防ごう冬の転倒災害」

4 主 唱

山形労働局 ・ 各労働基準監督署

5 実施事項

(1) 主唱者の実施事項

- ① 本運動を効果的に推進するため、関係行政機関、各種団体等に対して協力要請を行う。
- ② 本運動の積極的かつ自主的な取組みを促すため、安全パトロールを実施する。
- ③ 労働災害防止団体等が行う安全パトロール、講習会等に対して必要な指導・援助を行う。
- ④ 新聞等の報道機関、団体機関紙等を活用した広報活動を行う。
- ⑤ 広く県民に周知するため、ポスター、チラシなどを作成し、関係者等に配布する。

(2) 労働災害防止団体等の実施事項

- ① 会員事業場に対して周知啓発を行う。
- ② 会員事業場における自主的な安全活動の取組み等を促進するため、安全パトロール、安全講習会等を実施する。
- ③ 会員事業場が実施する事項について指導・援助を行う。

(3) 事業場の実施事項

- ① 気象情報の活用によるリスク低減の実施
 - ア 大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握する体制を構築する。
 - イ 警報・注意報発令時などに関する対応マニュアルを作成して、関係者に周知する。
 - ウ 気象状況に応じた出張、作業計画等の見直しを行う。
- ② 通路、作業床の凍結等による危険防止の徹底
 - ア 滑りにくい履物の着用の徹底や滑り防止用アタッチメントの使用を励行するとともに、底の磨り減った履物は交換し、通勤時等に使用する靴についても滑りにくい履物の着用を呼び掛ける。
 - イ 凍結した路面、除雪機械通過後の路面等では、荷物を担いだり、手に持って運搬しないよう運搬方法や作業方法の見直しを行う。
 - ウ 上着やズボンなどのポケットに手を入れたまま歩行しないよう徹底するとともに、凍結した路面等では滑りにくい歩き方（すり足等）の励行を呼び掛ける。
 - エ 凍結のおそれのある屋内の通路、作業場には、温風機の設置など凍結防止策を講じる。
 - オ 屋外及び屋外に通じる階段には滑り止めを設ける。
 - カ 屋外通路や駐車場で特に滑りやすい状態になると考えられる場所について、「危険マップ」を作成する等により周知し、注意を呼び掛ける。また、必要に応じて除雪や融雪剤の

散布を行う。

③ 中高年層労働者対策

50歳以上の労働者に対して、運動機能の鈍化等により危険性が特に高くなっていることを周知し、注意を呼び掛ける。

④ 屋外作業における対策の実施

- ア 大雪や吹雪等の悪天候時には作業を行わない。
- イ 建設機械等の運転席に暖房を設置する。また、常時連絡できる無線機等を備え付ける。
- ウ 作業通路には、路肩にポール等の標識を設置する。
- エ 誘導者には、運転者が容易に認識できる色彩の服装をさせ、旗等を持たせる。

⑤ 交通労働災害防止対策の徹底

- ア 冬期用タイヤは早めに装着するとともに、磨耗状況の点検を随時実施する。また、路面の状況に応じて、タイヤチェーンを使用する。
- イ 所要時間、制限速度等を考慮して無理のない運転計画を立てる。
- ウ 速度は控え目にし、車間距離を十分にとる。
- エ 急ハンドル、急ブレーキは極力行わない。
- オ 橋の上やトンネル出入口、日陰部分では路面が凍結していることがあるので、減速する。

⑥ 雪下ろし作業等における安全対策の実施

- ア あらかじめ作業場所の状況を確認し、作業手順を定める。
- イ 親綱等を設け、安全帯を確実に使用する。
- ウ 保護帽（墜落時保護用）を必ず着用する。
- エ 昇降用はしごは十分な長さのものを使用し、転倒しないよう上部を固定する。
- オ 上下同時作業を行わない。また、合図を徹底する。
- カ 軒先からの落雪のおそれのある場所は、立入禁止措置を行う。
- キ 建設機械等による除排雪に際しては、合図等による接触防止措置を徹底する。また、機械に氷や雪が詰まったときは、動力を停止してから対処する。

⑦ 一酸化炭素等の中毒予防対策

- ア 自然換気が不十分な場所では、原則として内燃機関、練炭コンロ等を使用しない。
- イ やむを得ず内燃機関、練炭コンロ等を使用する場合は、一酸化炭素濃度の測定、継続的な換気等、一酸化炭素中毒防止のためのガイドライン等に沿った対策を行う。
- ウ 燃焼式暖房器具を使用する場合は、換気を徹底する。

⑧ 雪崩災害防止対策の徹底

- ア 山間部や斜面の下等では、雪崩発生の危険について事前に十分な調査を行う。
- イ 気象情報に十分注意し、大雪や大雨、気温の上昇等急激な天候の変化の直後は作業を行わない。
- ウ 積雪面を十分に点検し、雪崩の兆候を観察する。
- エ スコップ、ゾンデ及び雪崩ビーコンを必ず携行する。
- オ 救助と蘇生の方法について周知する。
- カ その他、山形労働局版「雪崩災害防止対策要領」（平成13年11月）による。